

出産手当金について

(1) 支給要件

組合員が出産したとき（出産の定義については、「1 出産費、出産費附加金（1）支給要件」を参照してください。）。

なお、出産手当金を含む休業給付は、組合員に給料が支払われていない場合に支給されるため、産前産後休暇中で給料が支払われている組合員には出産手当金は支給されません。

(2) 支給金額

ア 支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月以上の場合

勤務しなかった期間1日につき、「出産手当金支給開始日が属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の22分の1の額」の3分の2に相当する額

イ 支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月未満の場合

勤務しなかった期間1日につき、次の（ア）または（イ）のいずれか少ない額の3分の2に相当する額

（ア）出産手当金支給開始日が属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の22分の1の額

（イ）出産手当金支給開始日が属する年度の前年度9月30日における全組合員の平均標準報酬月額の22分の1の額

※ただし、報酬が支給されている場合は、その額を控除した額となります。

(3) 支給期間

出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、出産の日の翌日以後56日まで

(4) 支給対象日

支給期間の内、勤務を要する日（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始であっても勤務を要する日であれば支給されますが、平日であっても勤務を要しない日には支給されません。）

(5) 資格喪失（退職）後の支給

1年以上組合員であった者が、出産手当金の支給期間内に資格喪失した場合、資格喪失後も支給期間満了まで出産手当金が支給されます。

ただし、支給期間内に給与の支払いがあった場合、また事業による収入や他の健康保険から休業給付が支給されることとなった場合には、共済組合からの出産手当金は支給されません。

(6) 他の休業給付との調整

出産手当金が支給される場合には、傷病手当金及び休業手当金は支給されません。

(7) 請求書類

ア 出産手当金請求書

イ 出勤簿の写し（所属所長による原本証明のあるもの）

ウ 勤務しなかった期間の報酬について所属機関の長又は給与事務担当者の証明書（（給付様式第10-10-1号）給与報酬支給額証明書）

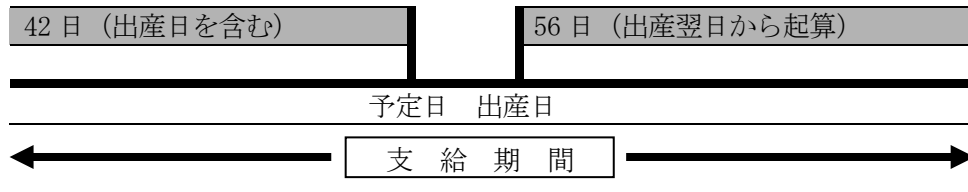
出産手当金の支給事例

ア 支給期間

(ア) 予定日以前に出産

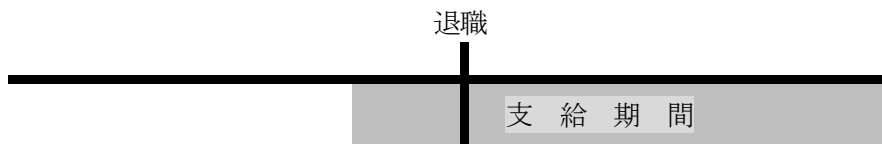


(イ) 予定日以降に出産



イ 資格喪失後の給付

※ 在職中に支給期間が開始する場合は支給される。



※ 退職後に支給期間が開始する場合は支給されない。

